

## よくある間違い(新規申請)

	項目	回答
1	実施時期	3年(36ヶ月)、4年(48ヶ月)、5(60ヶ月)年のいずれかの期間を設定して下さい。 * 令和5年8月～令和8年8月(37ヶ月)は誤りです。
2	実施時期	実施時期は、設備の取得年月を含める必要があります。 * 取得年月が令和5年7月で、実施期間が令和5年8月～とするのは誤りです。
3	自社の経営状況	ローカルベンチマークの算出結果等を踏まえた状況について、ロカベン <sup>®</sup> の表の下に文章にて記述して下さい。
4	A現状(数値)、B計画終了時の目標(数値)	単位も漏れなく記載して下さい。(●●千円、●●円、等)
5	伸び率	計画期間が3年間の場合は1%、4年間の場合は1.5%、5年間の場合は2%以上とする必要があります。 また、 <u>小数点第二位以下切り捨て</u> として下さい。 * 1.29%の場合→ (正解) 1.2%、(誤り) 1.3%
6	設備等の名称/型式	工業会等証明書の「設備の名称」「設備型式」をそのまま転記して下さい。
7	資金調達方法	補助金を活用する場合、チェックシートの下段にある補助金記載欄に必要事項を記載して下さい。
8	労働生産性の数値	ローカルベンチマークの労働生産性と5番の労働生産性とは計算式が異なるため、それぞれ値が一致しないことが多いです。同じになった場合は再度計算式を見直すようお願いいたします。

## よくある間違い(変更申請)

	項目	回答
1	前回認定日	<p>前回認定日(北陸地方整備局長の印がある書類の右上の日付)を記入して下さい。前回申請日を記入するのは誤りです。</p>
2	実施時期	<p>実施時期が過ぎた場合、末年月の延長はできません。例えば、当初の実施時期が令和2年7月～令和5年6月である場合は、令和5年7月に令和2年7月～令和7年6月と変更申請することはできません。新規申請を作成して下さい。(令和5年6月に、延長の変更申請をするのは可。ただし、6月中に認定されるよう余裕をもった申請をお願いします。)</p>
3	A現状(数値)	<p>現状値は、当初計画の数値を変更しないで下さい。計画終了時の目標値は変更していただいて構いません。</p>

## よくある質問及び留意事項

	項目	回答
【よくある質問】		
1	紙申請は受け付けているか	紙申請でも受け付けています。 申請書郵送の際、返信用封筒(切手付き)を忘れずに同封して下さい。
2	認定までにどのくらいの時間がかかるのか。	申請書を受け付けてから認定までの標準処理期間は30日です。申請書に不備がある場合は修正手続きが発生し、手続き時間が長期化する場合があります。 <u>決算時期が迫っているなど事情がある場合には、郵送等の前に、まずはお電話をお願いします。</u>
3	工業会証明書が届かない。どうしたらよいか。	税制措置を受けようとする場合は、工業会等による証明書の写しを提出していただかない限り認定はできません。決算時期が迫っているなどの事情がありましたら個別にご相談下さい。 なお、設備取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要がありますのでご留意下さい。
4	変更申請を予定しているが、旧様式で認定されている。新しい様式の必要があるのか。	令和3年8月1日以前の申請書様式で計画の認定を受けている計画について、書面により申請する場合は旧様式で申請することが可能です。電子申請の場合はすべて新様式による申請となります。
5	認定されれば税の優遇が受けられるのか。	本手続きを行った場合でも税務の要件を満たさない場合には税制の適用が受けられないことがあります。税制に関するご質問は所管の税務署までお問い合わせ下さい。 中小企業庁HPにQ&A集(リンク)もありますのでご活用下さい。 <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/kyokaqanda.pdf">https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/kyokaqanda.pdf</a>

## よくある質問及び留意事項

	項目	
6	電子申請の操作方法が分からない。	電子申請の手続き及び操作方法等については中小企業庁HPをご覧ください。 操作方法に関する問い合わせ窓口 TEL 0570-550-363(平日9:30~17:00)
7	設備の取得は計画認定前でも可能か。	経営力向上設備等については、 <u>計画認定後に取得することが原則ですが、設備取得後に計画を申請する場合には、設備取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。</u> さらに、 <u>各企業の事業年度内に認定を受ける必要があります。</u> 詳細は、手引きをご確認ください。
<b>【留意事項】</b>		
1	チェックシート	当局からは「本件担当者」「担当者メールアドレス」「電話番号」に記載されている連絡先へご連絡します。(補正の連絡を含む。)そのため、内容を把握している実務担当者の連絡先をご記入下さい。
2	<b>【電子申請】補正</b>	申請書不備等がある場合は申請者宛に補正依頼のメールが送信されます。Gビズ IDでログインし、編集画面で修正内容を確認して下さい。
3	<b>【電子申請】取り下げ</b>	補正で対応できない項目(※)があります。 ※(2. 事業分野と事業分野別指針名・事業情報(大分類,中分類,小分類,細分類,事業分野別指針名,申請先省庁) それらの項目に誤りがある場合は補正指示で対応できないため、別の申請を作成していただく必要があります。指示に従って申請の取り下げを行って下さい。  <u>また、「新規申請」「変更申請」を誤って提出した場合にも取り下げの上、新たに申請を作成いただくこととなります。</u>

## よくある質問及び留意事項

	項目	
4	【電子申請】連絡先	補正の連絡は申請者宛に経営力向上計画プラットフォーム上を通じて行います。内容を把握している実務担当者の連絡先をご記入下さい。
5	【電子申請】計画の途中から電子申請に移行する場合	前回申請時に記載した業種番号と事業内容を確認の上、正しく登録して下さい。ローカルベンチマークの数値は、新規申請当時における直近決算の数値を入力して下さい。紙申請にて認定された記載内容を電子申請プラットフォームに正しく転記したことを確認の上、設備の追加項目を記載して下さい。
6	発電設備等を導入する場合	<p>「発電設備等の概要に関する報告書」「報告書に添付する確認書類」を添付する必要があります。加えて、報告書の発電量の根拠となる資料(メーカーからのシミュレーション資料等)を必ず添付して下さい。</p> <p>※経営力向上計画の実施期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等は対象外です。</p> <p>なお、電子申請の場合も同様の書類が必要です。</p>